

火の用心

暖房器具や調理器具の 取り扱いに注意しましょう

昨年、暖房器具や調理器具に起因する火災が市内で8件発生しました。管理を怠ったり、誤った使い方をすると火災につながるおそれがあります。器具を使用する際は、取扱説明書をよく読み、正しく使用しましょう。

また、市では、火災予防条例により、すべての住宅の寝室等への住宅用火災警報器の設置を義務付けています。まだ設置していない方は早急に設置しましょう。

☎消防本部予防課 974-110103

暖房器具による火災を防ぐためのポイント

- ・ストーブの上で洗濯物を乾かさない
- ・暖房器具はカーテンや衣類、布団、ふすまなどのそばで使用しない
- ・エアゾール缶などを暖房器具の上や近くに放置しない
- ・就寝時や外出時は暖房器具のスイッチを切る
- ・電気ストーブ、石油ファンヒーターを長時間使用しないときはコンセントを抜く
- ・暖房器具の火が消えたことを確かめてから給油する
- ・灯油の保管容器は灯油用ポリタンク等を使用し、栓を閉めて密閉するほか、火気の使用場所から遠ざけ、直射日光を避けて保管する
- ・地震等で容器が転倒したり、破損しないようにする
- ・カートリッジタンクへの給油は、石油ストーブ等とは別の場所、火気のない場所で行う

調理器具による火災を防ぐためのポイント

調理器具を使用するときは必ず

放火されない環境をつくらう



11月11日に行われた駅頭防火広報の様子

婦人防火クラブと幼年消防クラブでは、春・秋の火災予防運動期間中の駅頭防火広報を実施しています。

市内では、建物周囲や敷地内の物品が燃える火災が多く発生しています。過去の事例では、共同住宅の共用部分、車庫、路上などさまざまな場所で火災が発生しています。ご家庭での対策はもちろんのこと、地域で放火対策に取り組み、放火されない環境をつくりましょう。

○放火対策のポイント

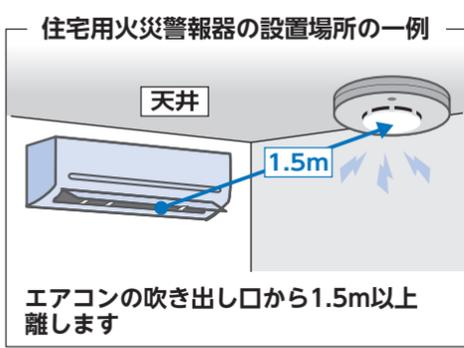
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない
- ・ごみは決められた場所、日時に出す
- ・郵便受けに新聞やチラシをためない
- ・物置や車庫など、ふだん出入りが少ない場所は施錠する
- ・地域ぐるみでパトロールをする

住宅用火災警報器の設置場所のポイント

就寝に使用する部屋に設置しましょう

住宅用火災警報器のチェックのポイント

住宅用火災警報器にほころぎ



- ・7平方メートル(4畳半)以上の居室が5部屋以上ある階には廊下に設置しましょう
- ・就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁に設置しましょう

付くと、火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布で拭き取りましょう。油などの汚れが付いている部分は中性洗剤を浸して、十分に絞った布で拭き取りましょう

- ・正常に作動するか定期的に点検をしましょう。点検方法は、機器本体の点検ボタンを押す方法や、ひもを引く方法など機器により異なりますので説明書を読み、確認しましょう
- ・電池が切れた時には、音声で知らせるものや、短い音があるの間隔で鳴るものなどがあります。機器本体を交換するか、新しい電池に交換しましょう。なお、機種によっては電池の交換ができないものがあります。説明書などでご確認ください
- ・設置から10年以上経過した住宅用火災警報器は、電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、機器本体の交換をお勧めします

せわしない師走、こころの健康にも注意を

12月は統計上、月別自殺者数が少ない傾向にあります。

しかし、年末年始の宴会や長期休暇等の非日常的なイベントが重なるため、大きなストレスを抱え、こころに重い悩みがある方にとっては厳しい時期となります。

また、年末年始は行政機関や医療機関等が休みとなるため、「こんなこと家族にも言えない」、「相談しても無駄だ」と、ひとりで抱え込んでしまおう方がいらっしゃるかもしれません。

■まずはセルフチェックを

自殺はひとつの要因によって起こるものではなく、複数の問題を抱えて起こるといわれています。

■相談して大丈夫

ひとりで抱え込まないで、まず誰かに相談してください。相談することで、解決の糸口が見つかるかもしれません。また、早めに専門機関へ相談するか、場合によっては精神科等への受診が必要になる場合もあります。

■周囲の人で自殺を防ぐ

自殺対策は本人だけの問題ではありません。周囲の人がわずかな変化に気づき、必要な支援につなげることが大切です。「気づき・傾聴・つながり・見守り」を大切に、一人ひとりのかけがえのない命を守るために、皆さんで考えましょう。

■こころの相談窓口

電話相談の窓口は下記の「こころの相談窓口」をご覧ください。どこに相談すればよいか、必要な支援がわからないときは、保健所精神保健支援室へご相談ください。

☎963-9214

●こころの相談窓口●

埼玉いのちの電話	相談電話 フリーダイヤル	048-645-4343 0120-783-556	24時間365日 毎月10日、午前8時～翌日午前8時
埼玉県こころの電話(さいたま市以外の方)		048-723-1447	午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日、12/29～1/3を除く)
さいたまチャイルドライン(18歳以下)		0120-99-7777	電話相談(毎日午後4時～9時)
越谷市保健所精神保健支援室		048-963-9214	午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日、12/29～1/3を除く)

本人通知制度をご利用ください

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍証明書等を本人以外の第三者に交付した場合に、その事実を文書でお知らせする制度です。利用には、事前登録が必要です。

この制度の利用者数が増えることで、証明書の不正取得を行いにくい環境にすることができます。

心当たりのない証明書の交付を通知により確認することで、不正取得の早期対応につながります。ぜひ本人通知制度をご利用ください。

*法令に基づき、正当な理由がある場合は、第三者からの請求でも住民票の写し等を交付することとなります

〈登録できる方〉 越谷市に住民登録している方または本籍地が越谷市にある方

〈申請窓口〉 市民課、北部・南部出張所
*郵送でも申請できます。詳しくは市民課へ

〈必要書類〉 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの本人確認書類。代理の方がお越しになる場合は、申請者本人が署名押印した委任状をお持ちください(未成年の方の申請は、法定代理人であれば委任状は不要です)

☎市民課(本庁舎1階) 963-9126